又市民衛生上の見地よりしても忽に出来ない問題であるかは論をまたないのでありまして、此のまゝ放置するならばそう云ふ點から改しましても市電は更に衰亡の一途を辿る以外にないと考へます。

―以下次頁―

一、更に私供が賃銀引上げを要望する所以は眞に我等の市電を更生せしめたいからであります。後藤局長は嘆願書提出に際して石の上にも三年だ、禪一本で飲まず食はず働こう。そうすれば何とかなると言はれたが私共も働くことに毛頭異議はないのであります。私共はより働きたいけれど共働いても食ふ事の出来ない現状では如何にしても仕方がない。せめて私供は最低の生活を保証して戴き度い。市電の根本的更生が局長以下全従業員が、眞に誠心誠意一致協力する以外にない事は言ふ迄もないのであります。假りに如何に立派な更生案が出来たとしても局長以下が一致協力しなかつたら何の役にも立たぬのであります。しかし乍ら眞の一致協力は言葉の上や観念的には出来るものではありません。全従業員の生活を安定させることが第一の問題であります。生活の不安の中に乗客に対するサービスをよくせよと言つても無理であります。従て市電の更生は従業員の生活を安定させその上に立つてこそ眞の一致協力があり得るのであります。

一、今日私共従業員の平均日給は一円四十三銭で本給月額は四十二円九十弟であります。此の三割増額によりましても日給一円八十六弟で月額五十五円八十弟に過ぎません。二人を郊外電鉄従業員に比較しましても玉子電鉄の日給二円十三弟玉川電鉄の二円十七弟京王電鉄の二円〇七弟でありまして月額二十円の開きがあるのであります猶昨年四割引下げられて今三割引上げを要求するのは無理ではないかと誤解される向きもあるかも知れません。御承知の様に昨年は高い給料の四割であり、今度の要求は安い給料の三割であつてそこに大なる開きがあるのであります例へば二円五十弟の日給で四割引下げられ、ばその金額一円であり一円五十弟の日給で三割引上げはその金額四十五弟に過ぎないのであります。大体に於て今度の三割引上げ要求額は昨年引下げられた金額の半額に過ぎないのであります。要するに如何なる観点よりするも現在の